

平成28年第3回

# かほく市教育委員会議事録

平成28年4月28日

## 議 事 録

平成 2 8 年第 3 回かほく市教育委員会議事録		
招集年月日	平成 2 8 年 4 月 2 8 日 (木)	
招集の場所	かほく市役所 2 0 3 会議室	
開 会	平成 2 8 年 4 月 2 8 日 (木) 午後 4 時 0 0 分宣告	
出席委員	教育長 山 越 充	
	教育長職務代理者 山 本 滝 男	
	松 井 三 枝 子	
	長 柄 悦 子	
	南 文 夫	
欠席委員	なし	
説明のため出席した者の職氏名	教育部長 虎 谷 寛	
	学校教育課長 井 上 勝 文	
	生涯学習課長 折 戸 靖 幸	
	学校教育課 課長補佐 北 川 直 紀	
	教育センター所長 西 尾 康 弘	
会議に職務のため出席した者の職氏名	学校教育課 主事 林 恭 平	
議事録署名委員の指名	教育長は、議事録署名委員に次の 2 人を指名した。	
	山本 滝男	松井 三枝子

会議に付した事件並びに審査結果	議案番号	件名	結果
	議案第13号	かほく市教育長職務代理者の指名について	山本滝男委員を指名
	議案第14号	かほく市教育長職務代理者の事務委任規則の制定について	原案可決
	議案第15号	かほく市教育委員会会議運営等について	原案可決
	議案第16号	かほく市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について	原案可決
	議案第17号	旅館業法の営業許可に係る意見について	異議なし
	議案第18号	かほく市公民館長の任命について	原案可決
	議案第19号	かほく市少年愛護センター少年愛護員の委嘱について	原案可決
		以下余白	
	請願・陳情番号	件名	結果
	案件なし		

協議・報告事項
<p>(1) 各種組織の委員の確定報告について</p> <p>(2) 平成28年度第1回学校運営協議会の概要について</p> <p>(3) 教育センター平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画について</p>

## 開 会

### 【井上学校教育課長】

平成 28 年第 3 回かほく市教育委員会の開会にあたり、先ほど油野市長から、南教育委員への辞令交付式があり新たに着任されました。

また、山越教育長が、25 日の議会臨時会において、議会の同意をいただき、本日から就任となります。教育委員会事務局においても、虎谷教育部長が就任したことをご報告いたします。

それでは、会議に移りますが、本日から教育長と教育委員長を一本化した新教育長による教育委員会の運営がスタートします。今後は新教育長が会議を主宰することになります。以降の進行は山越新教育長にお願いしたいと思います。

### 【山越教育長】

本日、市長から教育長という職を任命されました。あらためて重責を感じており、身の引き締まる思いをしています。これまでの経験を生かし、また広い視野に立ち、これからの子ども達、市民の皆さんの学ぶ意欲、生涯学習の推進に誠実勤勉に務めていきたいと思ひます。教育委員の皆様方にも今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第 3 回教育委員会を開会いたします。

## 議事録署名委員の指名

### 【山越教育長】

議事録署名委員の指名を行います。署名委員として山本委員、松井委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

## 前回議事録の承認

### 【山越教育長】

前回議事録の承認に移ります。事務局説明願ひします。

### 【井上学校教育課長】

( 3 月 23 日開催の議事録にて説明 )

### 【山越教育長】

只今の説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。

( 意見・質問なし )

### 【山越教育長】

ご意見等ないようでありますので、前回議事録は承認されたものといたします。

## 教育長の報告

### 【山越教育長】

本日から、新教育長に任命され任期は 3 年間となります。また、南文夫教育委員におかれても、辞令が交付され、任期は 4 年間となります。

まず、本日は石川県教育長さんをはじめ、石川県教育委員会、金沢教育事務所、そのほか教育委員会として関係のある観光企画課、文化振興課、国際交流課に、虎谷教育部長、井上学校教育課長、折戸生涯学習課長とあいさつに行ってきました。

また午後2時30分から係長以上の職員に対して、教育長としての訓示を申し上げました。内容としては、遠田前教育長の方針を継承すること。職員のやりがいがあり、満足度が向上する組織としたいということ。学校、出先機関、教育委員会が一体感をもったコンパクトな組織としたいということ。市民と接する場所、いわゆる現場主義を徹底してほしい、事務所にいただけでは、市民サービスにつながらないということを職員に伝えました。

また、今年度からスタートしているコミュニティ・スクール、第1回の学校運営協議会がすべての学校で終了いたしました。のちほど内容について報告させていただきたいと思えます。

そのほか学校経営計画、コミュニティ・スクールプランの補助事業で450万円の予算に対し、377万円の第1次の申請があり、ヒアリングを4月26日に実施させていただきました。

また、4月18日は、県の学力調査、19日には全国の学力調査が行われております。

以上、教育長の報告とさせていただきます。何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### 【松井委員】

コミュニティ・スクールプランの補助事業のお話がありました、450万円の予算に対し、377万円の申請があったとのことだが、学校現場はこの事業に対し、遠慮したとか、申請に困っているというようなことがないのか。

#### 【折戸生涯学習課長】

結論から申し上げますと、各学校長さんが遠慮したということはないと思っています。

今年度、コミュニティ・スクール、運営協議会がスタートしたばかりで、協議会の中で企画立案され、今回の申請の中に盛り込んでくることは難しいと思っています。

今後の運営協議会の中で協議され、追加の要望もあると思っており、今年度は9月頃に第2次プランの申請受付を予定しているところであります。

#### 【山本委員】

9月頃に第2次の申請を受け付けるとのことであったが、学校によっては夏休みに地域との連携事業を企画するかもしれない。9月と言わず、早めてもいいのではないか。

#### 【山越教育長】

山本委員が言われたように、夏休みに地域資源を生かした取り組みができるような対応についても進めていきます。そのほか質問がないようでしたら、議件に移ります。

## 議 件

### 議案第13号 かほく市教育長の職務代理者の指名について

#### 【山越教育長】

議案第13号について、事務局より説明願います。

**【井上学校教育課長】**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育長が事故あるとき、又は欠けたとき、あらかじめ指名する委員が職務を行うとあります。

よって教育長の方から職務代理者の指名をお願いするものであります。

**【山越教育長】**

ただいま、事務局より説明がありました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育長の職務代理者として、山本滝男委員を指名いたします。

**議案第 14 号 かほく市教育長職務代理者の事務委任規則の制定について**

**【山越教育長】**

議案第 14 号について、事務局より説明願います。

**【井上学校教育課長】**

山本委員が教育長の職務代理者として指名いただきました。非常勤の教育委員さんが、常勤の教育長の職務を行うに当たり、具体的な事務執行、監督を教育委員会事務局職員に行わせることができるようにするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 4 項の規定に基づき、教育長職務代理者の事務委任規則を定め、その事務局職員を教育部長とするものであります。

**【山越教育長】**

ただいま、事務局より説明がありました。この件に関しまして、ご質問、ご意見等ありますか。

(意見・質問なし)

**【山越教育長】**

特に、ご意見等がなければ、議案第 14 号については可決ということによろしいでしょうか。

(全員賛成)

**【山越教育長】**

それでは、議案第 14 号は可決されました。

**議案第 15 号 かほく市教育委員会会議運営等について**

**【山越教育長】**

議案第 15 号について、事務局より説明願います。

**【井上学校教育課長】**

教育委員会の会議の運営につきましては、会議規則で定められておりますが、その規則の第 20 条でこの規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定めるとあります。

今回、議事録の公開、秘密会、請願・陳情の取扱いについて、より具体的に定めるものであります。

**【山越教育長】**

ただいま、事務局より説明がありました。この件に関しまして、ご質問、ご意見をお聞きします。

**【山本教育長職務代理者】**

議事録の公開について確認しますが、秘密会での議事録の公開についてはどのようなのか。

**【井上学校教育課長】**

秘密会であっても、議事録には残しますが、ホームページでの公開については秘密会での審議の部分は非公開とします。

**【山越教育長】**

そのほか、ご意見等がなければ、議案第 15 号については可決ということによろしいでしょうか。

( 全員賛成 )

**【山越教育長】**

それでは、議案第 15 号は可決されました。

**議案第 16 号 かほく市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について**

**【山越教育長】**

議案第 16 号について、事務局より説明願います。

**【井上学校教育課長】**

市では、特別支援についても、しっかりと取り組んでいくということで、昨年から委員会の名称を特別支援教育推進委員会とあらため、かほく市創生総合戦略にも位置づけし推進していくものであり、9名の委員を委嘱するものであります。

**【山越教育長】**

ただいま、事務局より説明がありました。この件に関しまして、ご質問、ご意見をお聞きします。

**【山本教育長職務代理者】**

これまでは、これから就学する児童を対象に会議を開催していたと思うが、これからは、既に就学している児童・生徒に関しても協議していくということによろしいですか。

**【井上学校教育課長】**

基本的にそういうことになります。具体的な委員会での協議の内容については、現在検討中であります。

**【山越教育長】**

そのほか、ご意見等がなければ、議案第 16 号について、9名の方を委嘱することにご異議ありませんか。

( 全員賛成 )

**【山越教育長】**

それでは、議案第 16 号は可決されました。

## 議案第 17 号 旅館業法の営業許可に係る意見について

### 【山越教育長】

議案第 17 号について、事務局より説明願います。

### 【井上学校教育課長】

旅館業法に基づき、友好交流企画株式会社 代表取締役社長 池田氏から石川県に営業許可の申請が提出されました。法律では営業施設の半径 100 メートル以内に学校、社会教育施設がある場合に、教育委員会の意見を聞くと定められております。今回申請のあった場所から半径 100 メートル以内に宇ノ気小学校、宇ノ気中学校、宇野気公民館があり、石川県から意見を求められているものであります。

子どもが考えなければならない、心配されることとしては、ラブホテルとか、その類似施設では困りますので、そのあたりを県に確認しております。詳細は北川補佐から説明させます。

### 【北川学校教育課課長補佐】

今ほど、課長が説明した、ラブホテル等の類似施設については、県の方で石川県モーター類似施設設置規制指導要綱の規定により、学校周辺では許可されないということですので、心配される施設ではないということでもあります。

### 【山本教育長職務代理者】

かほく市には宿泊施設が少なく市民の方々から、市内に宿泊施設をといた意見をよく聞いている。そのようなことから、宿泊施設ができるということはいいと思うが……。懸念されることがなければ歓迎すべきことだと思う。

### 【松井委員】

県に申請があって、県が教育委員会の意見を求めるということは、県はこの会社に対して信頼していると理解してもいいのか。

### 【北川学校教育課課長補佐】

先日、県の方で申請者と営業場所となる現在の「さか井や」さんになりますが、現地調査も行い、審査しているとお聞きしています。今回、県の方から意見を求められているのは、法律の定めにしたがい、許可を出すための審査のひとつとして、意見を求められているという段階であります。

### 【松井委員】

情報が無い中に意見を求めるとあるが、意見を出すことはむずかしい。懸念されることがないのであればいいですよとしか言えないですよ。

なぜ、かほく市での営業を決めて、どのような方をターゲットにしているのか、この場所は学校もあり市の中心的な場所でもあり、県の方でしっかりと監視指導していただいて、懸念されることがないというのだったらいいと思います。

### 【山越教育長】

議案第 17 号について、意見を求めるということでもありますので、事務局で従来の「さか井や」からこの会社が変わるということであれば、教育委員会の意見は異議がないということによろしいですか。

(全員異議なし)

**【山越教育長】**

それでは、議案第 17 号は異議がないということにいたします。

**議案第 18 号 かほく市公民館長の任命について**

**【山越教育長】**

議案第 18 号について、事務局より説明願います。

**【折戸生涯学習課長】**

市の公民館条例で定めております 21 の公民館について、公民館長を任命するものであります。任期は 2 年間であります。9 名の方が新任となります。

**【山越教育長】**

ただいま、事務局より説明がありました。

この件に関しまして、ご質問、ご意見等ありますか。

(意見・質問なし)

**【山越教育長】**

特に、ご意見等がなければ、議案第 18 号については可決ということによろしいでしょうか。

(全員賛成)

**【山越教育長】**

それでは、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

**議案第 19 号 かほく市少年愛護センター少年愛護員の委嘱について**

**【山越教育長】**

議案第 19 号について、事務局より説明願います。

**【折戸生涯学習課長】**

市の少年愛護センター少年愛護員 60 名を委嘱するものであります。任期は 1 年間であります。高松地区、七塚地区、宇ノ気地区それぞれ 20 名を委嘱するものであります。

**【山越教育長】**

ただいま、事務局より説明がありました。この件に関しまして、ご質問、ご意見等ありますか。

(意見・質問なし)

**【山越教育長】**

特に、ご意見等がなければ、議案第 19 号については可決ということによろしいでしょうか。

(全員賛成)

**【山越教育長】**

それでは、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

## 協議・報告事項

- (1)各種組織の委員の確定報告について
- (2)平成 28 年度第 1 回学校運営協議会の概要について
- (3)教育センター平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画について

### 【山越教育長】

これで議案、議件が終わりました。協議・報告事項について事務局から報告事項 3 件について一括して説明願います。

### 【折戸生涯学習課長】

(社会教育委員、石川県西田幾多郎記念哲学館運営委員会委員、少年愛護センター運営委員会委員、スポーツ推進審議会委員について、確定した委員を説明)

### 【折戸生涯学習課長】

(4月18日から4月22日にかけて、全小中学校で開催された学校運営協議会での概要・委員の意見を報告)

### 【西尾教育センター所長】

(教育センターの事業体系、教職員研修計画について説明)

### 【山越教育長】

報告事項の説明が終わりました委員の方から質問、ご意見はありませんか。

### 【山本教育長職務代理者】

学校運営協議会について、第1回目ということで、つっこんだ話はできなかったと思いますが、このコミュニティ・スクールは「学校の応援」という視点と「地域の教育力の活性化」という視点があったと思いますが、今後「地域の教育力の活性化・地域を育てる」という視点でのご意見、雰囲気はどうでしたか。

### 【折戸生涯学習課長】

地域全体(団体)での学校応援という意見がでており、団体での活動が出てくると「地域の教育力の活性化・地域を育てる」ということにつながっていくと感じておりますし、そういったお願いも会議でしてきました。

### 【山本教育長職務代理者】

学校の応援だけでなく、「地域の教育力の活性化・地域を育てる」という取り組みについても進めてほしいと思います。

### 【松井委員】

学校運営協議会の、第2回目については、今後どのような取り組みをしていくかといった話になっていくのか。

### 【折戸生涯学習課長】

全体計画としては、第2回目が6月から7月にかけて、第3回目が9月から10月、第4回目が1月から2月にかけて開催する予定となっており、第3回目と第4回目が学校評価について協議する見込みとなっています。

したがって、第2回目が本日の教育委員会会議の冒頭話した、コミュニティ・スクールプランの補助金申請の2次募集に向けての協議になるかと思えます。

### 【松井委員】

学校運営協議会で、地域との連携を深める意見が出たとしても、それが2次募集につ

ながるのでしょうか。

**【折戸生涯学習課長】**

各学校に配置している学校コーディネータとも連携し、教育委員会と一緒に支援助を行ってまいりたい。

**【山本教育長職務代理者】**

教育センターに質問ですが、道徳に対する研修というのはどのように考えているのか。

**【西尾教育センター所長】**

指定研修として7月に道徳教育推進教師を対象に研修を計画しており、講師には金沢教育事務所の指導主事を予定しています。

**【松井委員】**

4月になり、学校がスタートしました。不登校についてはどのような状況ですか。

**【西尾教育センター所長】**

4月の不登校の調査は、まだ行っておりませんが、3月末では45名。例年4月は少なくなり、20人位からスタートするのではないかと思います。

**その他**

**【山越教育長】**

ほかに質問、ご意見はありませんか。なければ、その他に移ります。行事予定等、事務局説明願います。

**【折戸生涯学習課長】**

(生涯学習課関係の5月行事予定を説明)

**【井上学校教育課長】**

(学校教育課関係の5月行事予定を説明)

**【山越教育長】**

(次回開催日を協議し、平成28年5月27日(金)午後4時からに決定)

**閉 会**

**【山越教育長】**

以上で、平成28年第3回かほく市教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

午後5時18分 閉会

教育長 山 越 充

署名委員 山 本 滝 男

署名委員 松 井 三 枝 子

議案第13号

かほく市教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により、次の者をかほく市教育長職務代理者に指名する。

氏名	山本 滝男
----	-------

平成28年4月28日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

議案第14号

かほく市教育長職務代理者の事務委任規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、かほく市教育長職務代理者の事務委任規則を次のように定める。

平成28年4月28日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

## かほく市教育長職務代理者の事務委任規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づき、教育長の職務を代理する者（以下「教育長職務代理者」という。）の職務を教育委員会事務局の職員に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務の委任)

第2条 教育長職務代理者は、かほく市教育委員会事務委任規則（平成16年かほく市教育委員会規則第5号）第2条の規定により教育長に委任された事務のほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する事務について、教育部長に委任することができる。

### (委任事務の処理の特例)

第3条 教育部長は、委任された事務について、特に重要と認められるものについては、前条の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第15号

### かほく市教育委員会会議運営等について

かほく市教育委員会会議規則第20条の規定に基づき、かほく市教育委員会会議に関し、必要な事項を定める。

#### (議事録の公開)

公表する議事録は会議で承認を得たものを、かほく市公告式条例第2条第2項に掲げる掲示場に掲示して行うとともに、かほく市ホームページに掲載する。

#### (秘密会での審査の方法)

秘密会とすべき事項の審議は、公開すべき事項の審議が終了した後に行うものとし、傍聴者に配慮した円滑な会議の進行を行うものとする。

#### (請願、陳情等の取扱い)

請願、陳情等については、会議の前日までに届出のあったものにつき審議する。

平成28年4月28日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

議案第16号

かほく市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について

かほく市特別支援教育推進委員会規則（平成16年かほく市教育委員会規則第11号）  
第3条の規定により、次の者をかほく市特別支援教育推進委員に委嘱する。

	氏名	職名	備考
1	西川 健	石川県立高松病院診療部長	
2	高田 充彦	中学校医（宇ノ気中学校）	宇野気医院
3	角田 弘一	小学校医（高松小学校）	角田医院
4	谷内 正樹	宇ノ気中学校長	
5	田畑 寿史	宇ノ気小学校長	
6	山下 雅美	外日角小学校長	
7	溝口 牧彦	学識経験者	
8	越井 謙一	健康福祉課長兼こども発達相談支援センター長	
9	中川 美紀	健康福祉課（精神保健福祉士）	

平成28年4月28日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

議案第17号

旅館業法の営業許可に係る意見について

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により、営業許可の申請がされた次の者について、同法第3条第4項の規定に基づき、教育委員会の意見を求める。

申請者 東京都品川区平塚1丁目15番8号  
友好交流企画株式会社  
代表取締役 池田 由紀  
施設の名称 かほくホテル なごみ亭  
施設の所在地 かほく市宇野気り217番地

平成28年4月28日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

議案第 18 号

かほく市公民館長の任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定により、次の者をかほく市公民館長に任命する。

公民館名	職名	氏名	公民館名	職名	氏名
高松公民館	館長	楠 孝司	森公民館	館長	瀬川登貴雄
二ツ屋公民館	〃	西田 省三	指江公民館	〃	米田 司
長柄町公民館	〃	井上 康夫	至誠が丘公民館	〃	細井 將守
木津公民館	〃	中寺 洋	宇気公民館	〃	木村 茂
松浜公民館	〃	金治 正樹	七窪公民館	〃	中正 貴章
遠塚公民館	〃	櫻井 裕司	宇野気公民館	〃	前田 和哉
浜北公民館	〃	小嶋 武志	内日角公民館	〃	河本 光彦
秋浜公民館	〃	宮坂 均	大崎公民館	〃	長原 弘之
外日角公民館	〃	坂口まゆ美	金津公民館	〃	多田 久司
白尾公民館	〃	板井 覚	気屋公民館	〃	村本 治
			上田名公民館	〃	宮崎 吉和

平成 28 年 4 月 28 日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充

議案第 19 号

かほく市少年愛護センター少年愛護員の委嘱について

かほく市少年愛護センター条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 18 号）第 4 条第 3 項の規定により、次の者をかほく市少年愛護センター少年愛護員に委嘱する。

岩井敬子(県青少年育成推進指導員)	金田 勉(県青少年育成推進指導員)	小村龍三(県青少年育成推進指導員)
竹中 伸治(県警委嘱少年補導員)	中村 恵子(県警委嘱少年補導員)	森 豊茂(県警委嘱少年補導員)
大西百合子(県警委嘱少年補導員)	高井 智美(県警委嘱少年補導員)	大和 誠史(主任児童委員)
竹中 清美(県警委嘱少年補導員)	南 文夫(主任児童委員)	川岸 信一(主任児童委員)
水上 幸夫(県警委嘱少年補導員)	佐々木幸子(主任児童委員)	松本 淳子(主任児童委員)
東 明美(県警委嘱少年補導員)	御館 俊三(学識経験者)	山本 拓生(学識経験者)
岡田 洋子(県警委嘱少年補導員)	和泉 吉一(学識経験者)	松本多美子(学識経験者)
森 清行(学識経験者)	髭 勝徳(学識経験者)	高平 成代(学識経験者)
金津 五雄(学識経験者)	田淵悦子(七塚女性会代表)	菊地 俊則(学識経験者)
越野 哲也(学識経験者)	小寺信一(市子ども会七塚支部代表)	田中則吉(市子ども会宇ノ気支部代表)
内山英子(市子ども会高松支部代表)	西谷香織(市子ども会七塚支部代表)	奥野清光(市子ども会宇ノ気支部代表)
長柄悦子(高松中学校 P T A 代表)	氣谷登代美(河北台中学校 P T A 代表)	松井秀憲(宇ノ気中学校 P T A 代表)
岡田幸枝(高松中学校 P T A 代表)	窪田和子(河北台中学校 P T A 代表)	飛騨 薫(宇ノ気中学校 P T A 代表)
喜多雪絵(高松小学校 P T A 代表)	高橋真史(七塚小学校 P T A 代表)	長田 淳(宇ノ気小学校 P T A 代表)
金谷かおる(高松小学校 P T A 代表)	高田章司(七塚小学校 P T A 代表)	岡本英美(宇ノ気小学校 P T A 代表)
林 雄介(大海小学校 P T A 代表)	小路友希(外日角小学校 P T A 代表)	黒川恵美子(金津小学校 P T A 代表)
宮本陽一(大海小学校 P T A 代表)	村井朋子(外日角小学校 P T A 代表)	新藤直美(金津小学校 P T A 代表)
寺西 千洋(高松中学校教諭)	広橋 陵(河北台中学校教諭)	川端勇一郎(宇ノ気中学校教諭)
井上 誠(高松小学校教諭)	上野 剛克(七塚小学校教諭)	奥 健一(宇ノ気小学校教諭)
赤池 庸子(大海小学校教諭)	米沢 悟史(外日角小学校教諭)	元祐 謙吾(金津小学校教諭)

平成 28 年 4 月 28 日提出

かほく市教育委員会教育長 山越 充